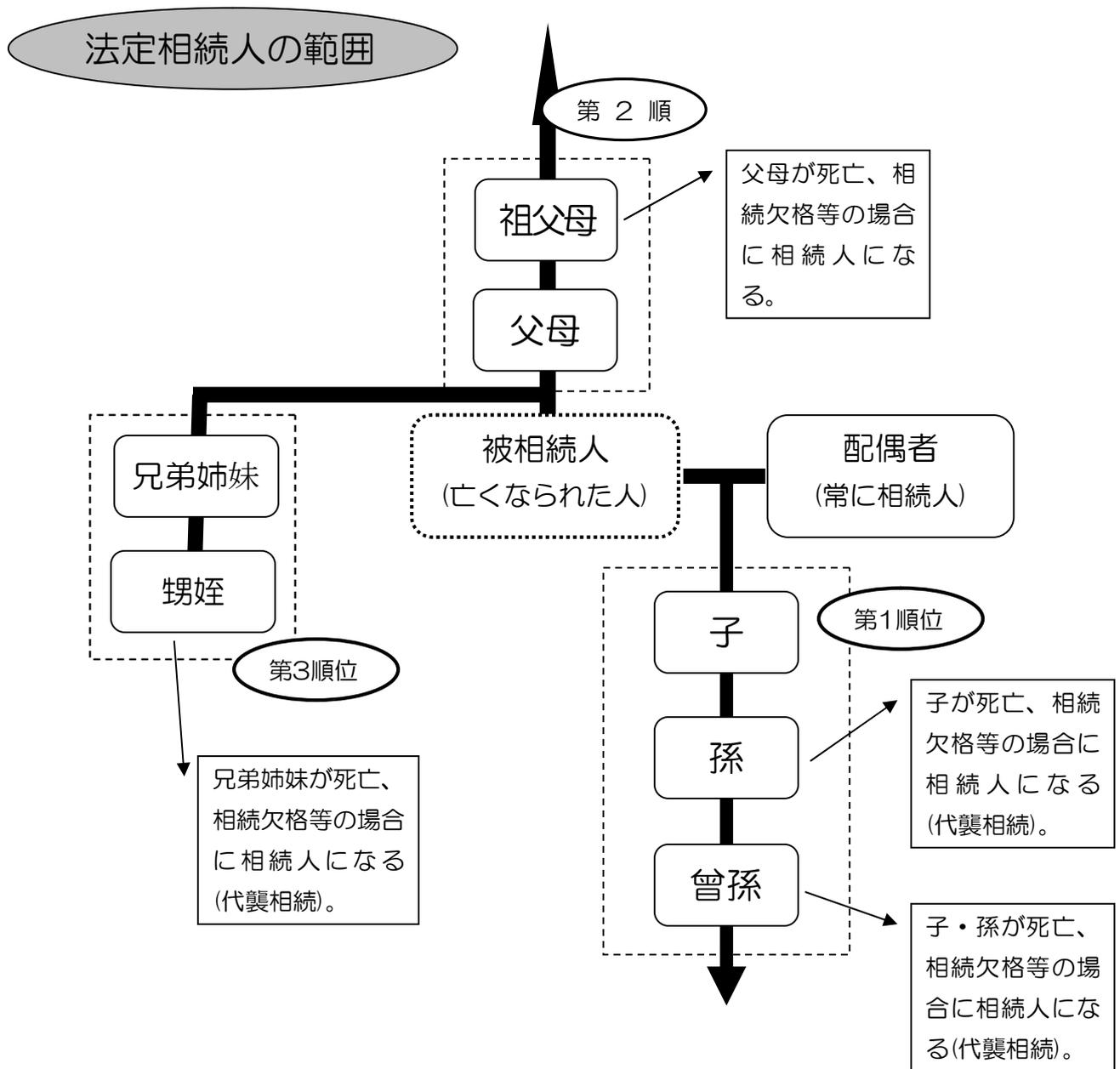


# 記載例

第5号様式（第5条関係）

相続人代表者指定（変更）届出書			
令和〇〇年〇〇月〇〇日			
南房総市長 宛		申請者	
		住所 <b>南房総市安馬谷〇〇〇番地</b>	
		氏名 <b>和田 渚</b> (続柄 <b>妻</b> )	
(連絡先Tel.〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)			
被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として下記のとおり指定しましたので地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。			
相 代 続 の 表 人 者	氏 名	<b>和田 渚</b>	
	住 所	<b>南房総市安馬谷〇〇〇番地</b>	
被 相 続 人	氏 名	<b>和田 海（亡くなられた方＝所有者）</b>	
	死 亡 時 の 住 所	<b>南房総市安馬谷〇〇〇番地</b>	
	死 亡 年 月 日	<b>令和〇〇年〇〇月〇〇日</b>	
相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住 所
	<b>和田 渚</b>	<b>妻</b>	<b>南房総市安馬谷〇〇〇番地</b>
	<b>和田 深海</b>	<b>子</b>	<b>同上</b>
	<b>和田 海花</b>	<b>子</b>	<b>千葉市美浜区〇-〇-〇</b>
摘 要		<b>裏面記載の相続人の範囲を確認のうえ、署名をお願いします。</b>	



民法では、相続人の範囲と順位について次のとおり定めています。ただし、相続を放棄した人や相続権を失った人は初めから相続人でなかったものとされます。

i 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

(注) 配偶者とは、婚姻の届出をした夫又は妻をいい、内縁関係にある人は含まれません。

ii 次の人は、次の順序で配偶者とともに相続人となります。

- 1) 被相続人の子 (子が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは孫 (直系卑属) が代襲相続人となります。)
- 2) 被相続人に子や孫 (直系卑属) がいないときは、被相続人の父母 (父母が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、祖父母 (直系尊属) が相続人となります。)
- 3) 被相続人に子や孫 (直系卑属) も父母や祖父母 (直系尊属) もいないときは、被相続人の兄弟姉妹、妹 (兄弟姉妹が被相続人の相続開始以前に死亡しているときや相続権を失っているときは、甥、姪 (兄弟姉妹の子) が代襲相続人となります。)